

Ⅳ 過払金返還請求

27

過払金返還請求権の消滅時効の援用と信義則

平成19・2・2高松高裁第4部判決、平成18年(ホ)第337号不当利得返還請求控訴事件、原判決変更・請求認容〔確定〕、兵庫県弁護士会ホームページ

小樽商科大学准教授

齋藤由起

The Financial and Business Law Precedents

Ⅰ 事案の概要

Xは昭和58年9月26日、貸金業者Yとの間で継続的金銭消費貸借契約を締結した。XとYは同日から平成14年1月31日までの間、上記継続的契約に基づき、借入れと弁済を繰り返して行っていた。

Xは平成17年9月27日、Yに対して本件訴訟を提起し、XとYとの間でなされた一連的金銭消費貸借取引において合意された利息の利率が利息制限法に違反し、同法1条1項所定の上限利率を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、最終取引日の時点で過払金が存在するとして、民法704条に基づき、過払金にかかる不当利得の返還と年6分の割合による利息の支払いを求めた。Yは、民法704条の悪意の受益者に当たらないと主張するとともに、本件取引によって発生した過払金に係る不当利得返還請求権（以下、「過払金返還請求権」という）のうち、過払金の発生時から10年または5年を経過した部分は消滅時

効が完成していると主張して、これを援用した。これに対してXは、過払金返還請求権発生後の新規の借入行為が過払金返還請求権に対する弁済行為と評価され、債務の承認に該当するため時効が中断される、また、Yの時効援用権の行使が信義則に反する、と主張した。

原審（松山地判平成18・9・29公刊物未登載）は、Yは民法704条の悪意であり、同条の利息の利率は年5分であると解し、過払金返還請求権は、XがYに利息制限法の制限超過利息を弁済する度に発生し、その時点で法律上権利行使が可能となるので、この時から10年の消滅時効が進行する、過払金発生後の新規の貸付行為を過払金返還請求権への弁済行為と解することはできず、時効中断に当たる承諾があったとはいえない、また、①不当利得の発生期間が相当長期であること、②不当利得行為はYの利息制限法違反の行為によって生じたこと、③消滅時効の利益をYに帰属させるのは相当でないこと、をもってしても、消滅時効の援用権の行使が信義則上許容されないとまではいえない、として、平成7年9月14日までに発生した過払金返還請求権および利息請求権は時効消滅したとして、Xの請求を一部認容した。

これに対して、Xが控訴した。

Ⅱ 判決要旨

原判決変更・請求認容。

本判決は、Yを民法704条の悪意であると認定し、悪意の受益者が受けた利益の利率を年6分と解した。

過払金返還請求権の消滅時効の起算点について、本件のXとYとの間の基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、過払金発生の時点で他に充当されるべき借入金債務が存在しない場合には、その都度過払金返還請求権が発生し、その時点から消滅時効が進行するとした。

そのうえで、本判決は、Yによる消滅時効の援用が信義則に反するか否かについて、次のように判示した（以下の(a)ないし(e)の記号は筆者による）。「YとXとの間の取引は、昭和58年9月26日に開始された後貸付けと返済が繰り返されてきたものであるところ、……、(a)取引開始から約3年半

金融・消費者取引判例の分析と展開

経った昭和62年3月の時点で過払いとなって以降平成14年1月末に取引を終了するまで約15年にわたって恒常的に過払いの状態が続いてきたこと、(b)取引開始から昭和62年までの間の借入金額の合計が103万円余、返済金額の合計が約118万円余であるのと比較すれば、それ以降の借入金額の合計は75万円余にすぎないのに対し、返済金額の合計は287万円余に及んでおり、その間の借入金額と返済金額との不均衡には著しいものがあること、(c)Yは、上記取引の期間中、貸金業法の正当な解釈に従った措置を十分に講じることなく利息制限法所定の制限を超えた利率による利息の支払義務を前提として貸金債権の請求を行ってきており、法律知識に疎く過払い状態の発生を知らないままこれに応じてきたXから上記のとおり多額の金員を弁済金として取得してきたものであること、(d)Yは、貸金業法を遵守して営業を行うべき立場にあって、そのために必要な態勢を講じることが求められており、かつ、これに対応することも容易であるのに対し、Xは、Yから貸金の返済を請求される立場にあり、法律知識の点でもこれに基づいて対処する能力の点でも著しく劣った状態にあって、過払い状態の発生後早い段階での不当利得返還請求権の行使をXに期待することは実際上困難であったと考えられること、(e)貸金業法の正当な解釈については近時の最高裁判例を通じて一層明確なものとなってきたものであるとはいえ、Yが過払金の発生を比較的容易に認識し得る立場にありながら、上記のとおり貸金の返還請求を続けることによって、結果的に過払金の累積という事態がもたらされたということもできるなどの事情にかんがみれば、本件のように過払い状態の下での借入れと返済が長期間に及んでいる場合に、上記のような立場にあるYによる消滅時効の援用を認めることは、誠実な債務者に不利益を強いる一方で、貸金業法を遵守しなかった貸金業者に対して長期間に及ぶ過払い状態の放置による不当利得の保持を容認することにつながるものであって、クリーンハンドの原則に反し、信義にもとる結果をもたらすものとして許されないというべきである」。

### III 分析と展開

1 本判決は、同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付と返済が繰り返される金銭消費貸借取引において、利息制限法1条1項の制限超過利息を元本に充当することにより発生した過払金返還請求権の消滅時効の起算点が過払金発生時であると解し、同請求権の一部につき消滅時効が完成していることを前提に、貸金業者による消滅時効の援用を信義則に基づき許されないとしたものである（なお、本件で争点となった悪意の受益者（民法704条）および同条所定の利息の利率に関する議論は、本稿では紙幅の関係で取り上げない）。

2 クリーンハンド（クリーン・ハンズ）の原則は、衡平法裁判所の救済を受けようとする者は、汚れなき手で訴えなければならないという英米法の法格言に由来し、不誠実な行為により取得した権利の行使あるいは地位の主張をすることは許されないとする法原則であり、権利の行使が信義誠実の原則（民法1条2項）に反するかどうかを判断する際の実質的基準として、禁反言の法理と並んで、中心的な位置を占めている（注1）。

消滅時効の援用がクリーンハンドの原則に反するとして信義則に違反するというためには、時効を援用する貸金業者のいかなる行為が問題とされるのだろうか。

本判決は、判示に掲げた(a)ないし(e)の諸事情を考慮して、Yが貸金業法を遵守しなかったことに着目し、その結果Yが取得した過払金を保持することがクリーンハンドの原則に反するとして、Yによる過払金返還請求権の消滅時効の援用を許さなかった。

継続的な金銭消費貸借取引から発生した過払金返還請求権に関する消滅時効の援用が信義則に違反するか否かについて判断した最高裁判例は、現在のところ存在しないが、本判決より後の、①松山地西条支判平成19・9・4名古屋消費者信用問題研究会編『Q & A 過払金返還請求の手引〔第3版〕』246頁（民事法研究会・2009年）は、時間的に前後の間隔のある第1取引、第2取引、第3取引において発生した過払金返還請求権の消滅時効の

起算点を最終取引終了時と解して時効の完成を否定したものであるが、傍論において、「そもそも過払金が発生するのは、法令に精通したYがあえて利息制限法に違反して高額な利息を取っていたからに他ならず、そのような過払金を返還しないまま違法状態を継続したY側から、消滅時効の援用を認めることは信義則に反する」と述べる。同判決は、貸金業者が貸金業法違反の状態を継続したことに着目する点で、本判決と共通する。

他方で、本判決より前、②大阪高判平成17・1・28名古屋消費者信用問題研究会編・前掲書246頁は、貸金業者が100万円を貸し付けた後、過払金発生後も約17年間支払いを請求し続けた事案において、③東京簡判平成19・1・12消費者法ニュース71号282頁は、約9年半にわたる継続的な金銭消費貸借取引の事案において、本判決より後、④福井地敦賀支判平成20・2・28消費者法ニュース76号183頁は、第1取引の終了時点で過払金が存在していたが、借主がこれに気づかず、約5年後に新たに基本契約が結ばれて第2取引がなされた事案（第1取引から生じた過払金の第2取引への充当を否定）において、いずれの裁判例も、貸金業者が借主が過払金の発生について不知であることに乗じて貸付金返還請求権を有するかのようにして支払請求を続けたという事情から、消滅時効の完成の大部分が貸金業者の対応に起因することに着目し、貸金業者による消滅時効の援用が信義則（その判断基準はクリーンハンドの原則である）に反するとした。

このように、本判決（考慮事実(a)ないし(e)）と裁判例②・③・④は、過払金発生的事实を知る貸金業者が、過払金発生に関する借主の不知に乗じて貸金返還請求を長期間継続したことを考慮して、貸金業者による過払金返還請求権の時効の援用を信義則違反とする点で共通する。しかし、時効援用の信義則違反を導く論理が異なっている。

本判決は、貸金業者が貸金業法を遵守しないで過払金を放置し、その過払金を保持することを容認することがクリーンハンドの原則に反するため、消滅時効の援用が許されないとする。これに対して、裁判例②・③・④は、貸金業者が、借主が過払金返還請求権の時効中断措置を講ずることを困難にすることによって消滅時効を完成させ

て、その消滅時効を援用することが、信義則に反して許されないとする。

本判決のいう「貸金業法を遵守しな」いことは過払金を発生・累積させる原因ではあるが消滅時効の完成と直接に結びつくものではなく、また、考慮事実(a)ないし(e)は「貸金業法を遵守しな」いことにつけるものでもない。さらに、この論理によると、本判決の射程はきわめて広くなりかねず、貸金業法に違反した貸金業者からの過払金返還請求権の消滅時効の援用はすべて信義則違反となる可能性がある。消滅時効の援用が信義則（クリーンハンドの原則）に違反するか否かを問う場合には、貸金業者の行為の態様を援用の対象となっている時効の完成と結びつけて構成している裁判例②・③・④の論理の方が、直截的であるように思われる。

もっとも、⑤水戸地日立支判平成20・1・25判時2008号114頁は、カードローン契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引の事案において、「貸金業法43条1項のいわゆるみなし弁済規定に関する最高裁判所の判例が確立したのがここ数年来のことであることに照らすと、Yが民法704条との関係で悪意の受益者と認められることを考慮しても、Yが、Xの不知に乗じて約定利息を請求し続けてきたとまでは評価し難い」として、Yによる時効の援用が権利の濫用にならないとした。このことは、本判決の考慮事実（特に(e)）の評価や、裁判例②・③・④が前提とする貸金業者の行為を不誠実とみるか否かの価値判断が、裁判例において一致していないことを示している。この問題については、下級審裁判例の蓄積および最高裁判例の展開を見守る必要があろう。

3(1) なお、本判決の位置づけを理解するために、継続的に貸付と返済が繰り返される金銭消費貸借取引における過払金返還請求権の消滅時効の起算点について若干ふれておく。本判決が出された当時、この問題に関する最高裁判例はなく、下級審レベルの裁判例は、過払金が発生した時点と考えるもの（過払金発生時説、前記松山地判平成18・9・29（本件原審））と取引が終了した時点と考えるもの（取引終了時説、松江地判平成19・1・25金法1837号68頁）とに分かれていた。

本判決は、本稿では引用していない判示部分に

よると、XとYとの間でなされた基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引の取引方式はリボルビング方式であるが、基本契約に基づき作成される貸付極度額は与信枠にすぎず、全体として一口の貸付であるとはいえないため、基本契約に基づき個別の貸付けが繰り返され、過払金が発生した時点で他に充当されるべき借入金債務が存在しない場合には、その都度過払金返還請求権が発生し、その時点から消滅時効が進行するとした。

その後、最高裁は、最一判平成21・1・22民集63巻1号247頁、本誌1314号36頁〔本書⑩事件〕、最三判平成21・3・3本誌1332号25頁、最二判平成21・3・6本誌1332号37頁、最二判平成21・7・17本誌1332号43頁において、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下、「過払金充当合意」という）を含む場合には、取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となって過払金返還請求権の行使を妨げるため、過払金返還請求権の消滅時効の起算点は、取引終了時であると判断した。

(2) 本件事案において、XとYとの間の基本契約に過払金充当合意が含まれるかという問題は、同一の貸主と借主との間で行われた基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当することができるかという問題と関連する。判例はこれを肯定する根拠を当事者間の過払金充当合意の存在に求めているからである（注2）。

本判決ではこの点につき、複数回の貸付けにつき一括して計算することに当事者間に争いがなかったため、問題とならなかった。本判決より後の最一判平成19・6・7民集61巻4号1537頁、本誌1274号17頁は、カードローンの事案において、支払方式をリボルビング払いとする基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引における債務の弁済は、各貸付との間で個別の対応関係をもつものではなく、基本契約に基づく借入金の全体に対して行われると解し、このような基本契約には過払金充当合意が含まれるとした。同判決の射程は、基本契約に基づいて継続的に貸付と返済が繰り返される金銭消費貸借で債務の返済が借入金の全体に対して行われる取引一般にも及ぶと解される

（注3）。

(3) このように、現在の判例理論の下では、本件事案においても、本件基本契約に過払金充当合意が含まれると解され、過払金が発生する新たな借入金債務に充当されるのみならず、取引終了時が過払金返還請求権の消滅時効の起算点となる。したがって、本件過払金返還訴訟提起の時点では、本件過払金返還請求権の消滅時効は完成しておらず、Xの請求は、Yによる消滅時効の援用が信義則に違反するとするまでもなく、認められることになろう。

4 以上より、本判決は過渡期における事例判決としての側面を有する。しかし、本判決は、過払金充当合意を含まない継続的な金銭消費貸借取引の事案において、過払金返還請求権の行使時にすでに同請求権（の一部）について消滅時効が完成している場合に、過払金の発生を容易に認識できる貸金業者が過払金の発生につき不知の借主に対して貸金返還請求を続けて過払金を累積させた等の事情に鑑みて、貸金業者の消滅時効の援用が信義則に反して許されないとする裁判例に一例を加えた点で、実務上、意義を有すると思われる。

（注1） 谷口知平＝石田喜久夫編『新版注釈民法(1)総則(1)〔改訂版〕』93～94頁〔安永正昭〕（有斐閣・2002年）。

（注2） 潮見佳男「最三判平成19・2・13／最一判平成19・6・7／最一判平成19・7・19判批」平成19年度重判解（ジュリ1354号）78頁参照。

（注3） 和久田道雄「最一判平成19・6・7判解」ジュリ1346号83頁（2007年）。

Yuki SAITO